

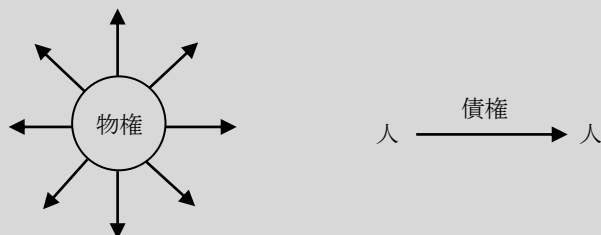
第4編 債権総論

第1章 債権の意義

「物権」と「担保物権」が終わりましたので、「債権」に入ります。いつものように、対比される概念と比較して考えてみましょう。

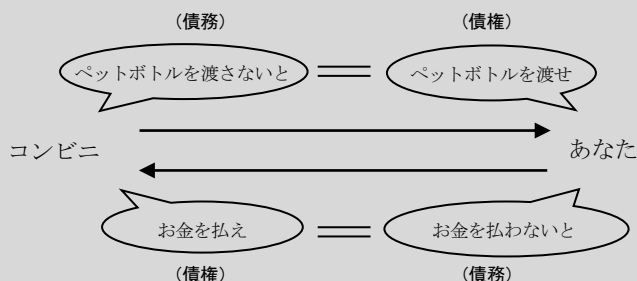
学生 「物権のところ、物権は『誰に対しても主張できる権利』であり、債権は『特定の人にしか主張できない権利』とありましたよね。」

そうです。以下のような図で説明しましたね。



学生 「具体的には、イメージできないんですけど…」

あなたも、毎日、債権を取得し、債務を負担しています。たとえば、コンビニでペットボトルを買えば、以下のような債権と債務が生じます。



あなたがコンビニに対して要求できる「ペットボトルを渡せ」という権利が「債権」であり、それに対応するコンビニの「ペットボトルを渡さないといけない」という義務が「債務」です。また、コンビニがあなたに対して要求できる「お金を払え」という権利が「債権」であり、それに対応するあなたの「お金を払わないといけない」という義務が「債務」です。

学生 「私には、債権も債務もあるんですね。」



自分（債権者）から見ると「債権」であっても、相手（債務者）から見ると「債務」になります。この「債権」と「債務」は、どういうときに発生すると思いますか？

学生 「売買など『契約』のときじゃないんですか？」



もちろん、「契約」の時にも発生しますが、それ以外に民法では、契約関係にない者の間にも「債権」と「債務」を発生させる規定を置いています。それが、以下の3つです。

- ・事務管理
- ・不当利得
- ・不法行為

債権：特定の人（債権者）が、特定の人（債務者）に対して、特定の行為をすること（又はしないこと）を請求できる権利

第2章 債権の目的

第1節 特定物債権と種類債権（不特定物債権）

債権を勉強するにあたって、債権を「特定物債権」と「種類債権（不特定物債権）」に分けて考えることが重要です。この2つを対比して考えますが、「種類債権（不特定物債権）」については、「不特定物債権」という呼び名から考えた方が、イメージしやすいです。

学生 「漢字から考えると、『特定』されている『物』の『債権』と、『特定』『されていない（不）』『物』の『債権』ですか？」

そうです。たとえば、あなたがCDショップでCDを買ったとします。そのCDが、中古品のコーナーで買ったCDであれば「特定物債権」ですが、新品として店頭に置かれていたCDであれば「種類債権（不特定物債権）」です。中古のCDは、傷などがついていますが、全く同じように傷んでいるものはないため、同じ曲のCDであっても、この世に1つしか存在しません。「特定物債権」は、“この世に1つしか存在しない”，つまり、替えが効かないということが、ポイントになります。それに対して、新品として店頭に置かれているCDは、世の中に同じ物がいくつもあります。「種類債権（不特定物債権）」は、“世の中に同じ物がいくつもある”，つまり、替えが効くということが、ポイントになります。なお、新品であっても、厳密に言えば、配送の過程で傷がつくこともあります。細かいことは気にしないで下さい。法律の学習で、細かいことを気にしすぎるのは危険です。



1 特定物債権

1. 意義

特定物の引渡しを目的とする債権

ex. 中古のパソコンの売買契約の買主が、売主に対して、「そのパソコンを引き渡せ」と言える権利

なお、不動産はすべて特定物である。

2. 特質

(1) 善管注意義務

(a) 行為者の具体的な注意能力に関係なく、取引上、当該場合に行為者の職業、その属する社会的・経済的地位等において一般に要求される程度の注意義務が要求される（民法 400 条）。

(b) この義務が課せられるのは、引渡しの時までであって、履行期までではない（通説）。

ただし、債務者が履行期に弁済提供したが、債権者が受領しなかったとき（=受領遅滞）は、債務者の責任は軽減され、債務者は悪意・重過失ある場合のみ賠償責任を負う。

(2) 引渡義務

債務者は、履行期における現状での引渡しをすれば足りる（民法 483 条）。

2 種類債権（不特定物債権）

1. 意義

給付すべき物の個性に着目せず、種類と数量のみに着目する債権

ex. 新品のパソコンの売買契約の買主が、売主に対して、「そのパソコンを引き渡せ」と言える権利

2. 特質

(1) 特定以前の特質

(a) 調達義務

種類債権では、種類物が滅失・損傷しても、同種の物が市場に存する限り、これを調達して給付しなければならないという無限の調達義務を債務者は負う。世の中に同種の物があるかぎり、それを探してきて債権者に渡すことは可能であるからである。

(b) 引き渡すべき目的物の品質

次の順序で決まる（民法 401 条 1 項）。

①法律行為の性質（ex. 民法 587 条）又は当事者の意思

↓

②中等の品質を有する物

(2) 種類債権の特定

民法401条（種類債権）

- 2 前項の場合（債権の目的物を種類のみで指定した場合、つまり種類債権の場合）において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

種類債権の特定：種類債権の目的物が特定のものに確定すること

種類債権は、債務者に無限の調達義務が課されるが、このことは、債務者に非常に重い責任を負わせることになる。そこで、一定の行為があった時を基準として、それ以後は選定された物だけが債権の目的物となとした（＝無限の調達義務を負わなくなる）。

(a) 特定を生ずる時期

- ①債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了したとき（民法 401 条 2 項前段）

これは、債務者が債務の態様に応じ、すべきことをすべて終えて、債権者が履行の場所で受け取ろうと思えばすぐに受け取れる状態に置いた時である。債務の態様により異なる。

	定義	確定時期
持参債務	債務者が目的物を債権者の住所又は指定された場所で引き渡すべき債務	債権者の住所又は指定された場所において現実の提供（債権者が協力（受領）すれば弁済が完了する程度の準備をすること、民法 493 条本文）をした時
取立債務	債権者が目的物の所在地に出向いていつて、目的物の引渡しを受けるべき債務	引渡しの準備をし、目的物を他から分離した上で債権者に通知した時
送付債務	債権者・債務者の住所地以外の第三地に目的物を送付すべき債務	①第三地での履行が義務の場合は持参債務と同じである。 ②送付が債務者の好意による場合は発送の時

かし
瑕疵ある物の給付でも特定するか。

→特定しない（通説）。

（理由）

瑕疵ある物の給付は、債務の本旨に従った履行とはいえず、債務者

がすべきことをしたとはいえない。

- ②「債権者の同意を得て、給付すべき物を指定したとき」（民法 401 条 2 項後段）

(b) 特定の効果

特定以後はその物が目的物となり（民法 401 条 2 項），以下のような効果が生じる。

- ①無限の調達義務の消滅
- ②善管注意義務の発生
- ③危険の移転（民法 534 条 2 項）
- ④（特約のない限り）所有権の移転

3 制限種類債権

種類物につき，さらに一定の範囲の制限を加えた物の給付を目的とする債権

ex. 新宿店の棚にあるCDのうち10枚

※履行不能

種類債権では，世の中からその種類の物が全部なくなる限り履行不能ということはないが，制限種類債権にあっては，その限定された範囲内の物が全部滅失すれば履行不能となる。

ex. 新宿店が火事になり棚にあったCDが全焼したとき

第2節 金銭債権

1 意義

一定額の金銭の支払を目的とする債権

2 特質

金銭債権は，種類債権の極限とでもいうべきものであり，目的物の特定（民法 401 条 2 項）も観念できないし，履行不能は生じない。世の中から金銭がなくなることはないからである。

なお，外国の通貨で債権額を指定したときは，債務者は，履行地における為替相場により，日本の通貨で弁済をすることができる（民法 403 条）。

第3節 利息債権

(設例)

Aが、Bに対して、平成25年7月1日、利息及び損害金の定めをせずに
弁済期を平成26年7月1日として、100万円を貸し付けた。Bが、Aに対
して、平成27年7月1日に返済する場合には、いくら返済しなければなら
ないか？

1 利息の発生原因

約定利息：法律行為（契約）により発生する

法定利息：法律の規定により発生する

約定利息がなければ、債権者は弁済期までの利息を請求することはできない。
弁済期後の損害金については、約定がなかったとしても、当然に発生する（約定
がない場合の利率は、法定利率による）。

2 利率

約定利息では当事者の約定による（利息制限法による制限あり）。

定めのないとき及び法定利息の場合は法定利率による（民事法定利率は年5分、
民法404条）。

※重利

利息の支払の延滞があっても当然に重利となるわけではない。

利息の支払が1年以上延滞した場合に、債権者が催告をしても、債務者が
その利息を支払わないときに、債権者はこれを元本に組み入れる（重利）こと
ができる（民法405条）。

第4節 選択債権

(設例)

Aは、Bに対して、甲乙2つのCDのうちのどちらかをBに給付する旨を
約した。AとBのどちらが選択するかについて特に定めていなかった場合に
は、AとBのどちらが甲又は乙のCDを選択することになるか？



1 意義

数個の給付のうちから選択されたいずれかの給付を目的とする債権

2 選択債権の特定

選択債権の目的は選択的に定まっているにすぎないから選択によって一つの給付に特定するまでは、債権を実行することも強制履行することもできない。そこで、民法は選択の方法と特定について詳細な規定を設けている。

1. 選択による特定

(1) 選択権者

民法406条（選択債権における選択権の帰属）

債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。

- (a) 選択権者は原則として債務者（民法406条）であるが、特約で債権者又は第三者にすることも可能である。

【民法の考え方】

「選択債権は原則として債務者が選択するべきである」というのが、民法の考え方です。



- (b) 弁済期において、相手方から相当の期間を定めた催告があっても選択しないときは、選択権が相手方に移転する（民法408条）。
- (c) 第三者が選択権を有する場合に、その第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は債務者に移転する（民法409条2項）。原則に戻るわけである。

(2) 選択の方法

- (a) 当事者がするときは、相手方に対する意思表示による（民法407条1項）。
- (b) 第三者がするときは、債権者又は債務者に対する意思表示による（民法409条1項）。

(3) 選択の効果

選択があった場合、選択債権から普通の債権に転化する。

(a) 特定の遡及効

選択の効力は、債権発生の際にさかのぼる（民法411条本文）。

(b) 撤回不可

選択すると、次の者の承諾を得なければ、撤回することができなくなる（民法407条2項）。

- ・（当事者の選択の場合）相手方
- ・（第三者の選択の場合）債権者・債務者双方

2. 不能による特定

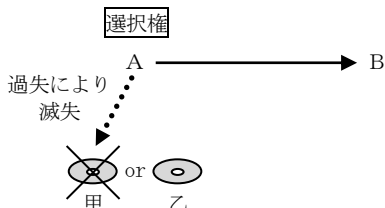
(1) 原始的不能のとき

給付の一部が原始的不能のときは、残部に特定する（民法 410 条 1 項前段）。

(2) 後発的不能のとき

（設例）

Aは、Bに対して、甲乙2つのCDのうち、Aが選んだ方をBに給付する旨を約した。その後、Aの過失により甲が壊れた。AはBに、乙を渡せばすむのか？



(a) その原因が選択権を有する当事者の過失によるものか、両当事者に過失のない場合は、残部に特定する（民法 410 条 1 項後段）。

(b) その原因が選択権を有しない当事者の過失によるものである場合は、特定しない（民法 410 条 2 項）。

選択権者	後発的不能				原始的不能
	債権者の過失	債務者の過失	第三者の過失	不可抗力	
債権者	○	×	○	○	○
債務者	×	○	○	○	
第三者	×	×	○	○	

（○：残部に特定する ×：特定しない）

【思い出し方】

- ・当事者（債権者又は債務者）の過失ではない → 特定する
- ・当事者（債権者又は債務者）の過失である
 - 過失のある者と選択権者が同一人であるときは、特定する
 - 過失のある者と選択権者が同一人でないときは、特定しない

※特定しない場合の扱い

選択権者は不能となった物を選択することができ、その場合、債権者が選択権者であれば相手方に対し履行不能による損害賠償を請求でき、債務者が選択権者ならば、責めに帰すことのできない事由による履行不能を理由として債務の消滅を主張できる（民法 415 条にあらず、民法 536 条 2 項の前提となる）。



第3章 債権の効力

第1節 総説

債権者は債務者に対し、特定の行為すなわち給付を行うべきことを請求する権利を有し、債務者はこれに対し給付すべき義務を負う。

※特殊な債務

特殊な債務として自然債務というものがある。

自然債務：債務者が任意に給付しない場合には債権者が訴求することができない債務

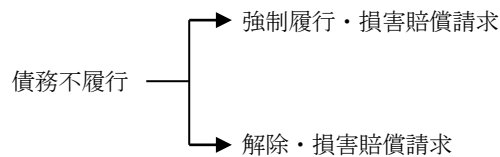
ex. 消滅時効を援用した債務（民法 508 条），不法原因給付（民法 708 条本文），不起訴の特約のある債務

債務が存在する以上、自然債務の弁済は非債弁済（民法 705 条）とならない。

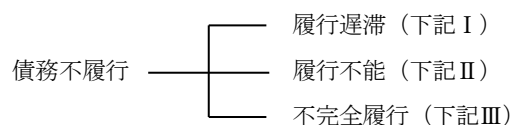
cf. 非債弁済：広義では債務がないのに弁済することをいい、狭義では債務が存在しないことを弁済者が知りながら弁済として給付をすることをいう。民法 705 条は狭義の非債弁済を規定する。

第2節 債務不履行

契約は守られなければならないが、実際には必ずしもそうはいかないので、往々にしてトラブルが生じる。債務者が、正当な理由なしに債務の本旨に従った給付をしないとき、これを債務不履行といい、債権者は次のような手段を採ることができる。



ここでは、これら債務不履行の要件と効果についてみていくが、債務不履行は、3つの態様、すなわち履行遅滞、履行不能、不完全履行に分けられる。



I 履行遅滞

(設例)

Aは、Bに対して、平成27年5月1日に、代金と引き換えに甲パソコンを引き渡す旨を約した。しかし、Bが、Aに対して、平成27年5月1日に代金を提供したにもかかわらず、AはBに対して甲パソコンを引き渡さなかった。Bが、その甲パソコンを履行期以降に直ちに使用できなかったために負った営業上の損害の賠償をAに請求する場合に、Aに甲パソコンを引き渡さなかったことについて帰責性がある必要があるか？

民法415条（債務不履行による損害賠償）

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

1 意義

履行遅滞：履行が可能であるのに、履行期までに履行されないこと

2 要件

- ①履行可能性
- ②履行期の徒過
- ③債務者の責めに帰すべき事由
- ④履行遅滞に陥ったことが違法なこと

1. 履行可能性（要件①）

履行が不可能となれば、履行不能の問題となる。

2. 履行期の徒過（要件②）

※消滅時効の起算点と履行遅滞を生ずる時期について、「総則」の第11章第3節の表を参照

3. 債務者の責めに帰すべき事由（要件③）

(1) 意義

債務者の故意又は過失のことである。

条文上は履行不能の場合にのみ帰責事由を要求しているが（民法415条後段）、履行遅滞・不完全履行においても帰責事由が必要とされる。

(2) 帰責事由の立証責任

帰責事由の立証責任は、条文上は債権者にあるようにも読めるが、債務者にある（大判大14.2.27）。債務は履行するのが当たり前であり、履行しない方に過失があると推定されるからである。よって、債務者は、履行の遅延が自己

の側の落ち度によるものでないことを証明しない限り、履行遅滞の責任を免れることはできない。

4. 履行遅滞に陥ったことが違法なこと（要件④）

債務者に同時履行の抗弁権（民法 533 条）、留置権（民法 295 条）等履行遅延を正当化するような事由のある場合には、履行遅滞の責任は生じない（通説）。

3 効果

①本来の給付の追及（現実的履行の強制）

履行遅滞となっても債権者は依然として本来の給付の請求ができ、履行の強制が可能である。

なお、本来の給付の追及には債務者の帰責事由は不要である。給付をするのが当たり前であるからである。

②契約の解除

相当の期間を定めて催告し、履行されない場合は解除できる（民法 541 条）。

③損害賠償請求

Ⅱ 履行不能

(設例)

Aは、Bに対して、約定の期日に代金と引き換えに中古パソコンを引き渡す旨の約定をしたが、当該期日前に、Aの不注意により、当該中古パソコンを滅失してしまった。Bが契約を解除する場合には、Aに対して、その前提として相当の期間を定めて催告をする必要があるか？

民法415条（債務不履行による損害賠償）

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

1 意義

履行不能：債権成立後に、債務者の責めに帰すべき事由により履行ができなくなる

2 要件

- ①履行が不能であること
- ②債務者の責めに帰すべき事由によること
- ③不能の原因が違法であること

1. 履行が不能（後発的不能）であること（要件①）

不能であるかどうかは、物理的不能に限らず、社会の取引観念に従って定められる。法律的不能・社会的不能でもよい。

ex. 不動産の二重売買の場合にも、原則として第三者に移転登記がなされた時に、売主の債務は法律的不能になるので、履行不能となる（最判昭35.4.21）。

2. 債務者の責めに帰すべき事由によること（要件②）

債務者の故意又は過失のことである。履行遅滞後の履行不能については、不可抗力によるものでも債務者の責めに帰すべきものとなる（大判明39.10.29）。

3 効果

①契約の解除

解除の前提として、催告（民法541条）は不要である。履行が不能になっているため、催告をしても無意味であるからである。

②損害賠償請求

Ⅲ 不完全履行

(設例)

Aは、Bに、弁当を10人分頼んだのに、5人分しか届かなかった。この場合に、AはBに対して、いかなる請求をすることができるか？

1 意義

不完全履行：債務の履行として履行がされながら、それが債務の本旨に従ったものではないこと。条文では明記されていないが、通説は、この不完全履行についても、履行遅滞・履行不能と並ぶ債務不履行の一形態と解する。

2 要件

- ①一部の履行がされたこと
- ②給付が不完全なこと
- ③債務者の責めに帰すべき事由によること
- ④不完全な履行であることが違法であること

1. 履行がなされたこと（要件①）

履行行為が全くないときは、履行遅滞又は履行不能の問題となる。履行として何らかの給付がなされることが、不完全履行の特色である。

2. 給付が不完全なこと（要件②）

債務者は債務の本旨に従って履行しなければならず（民法493条参照）、本旨に従わない履行は、すべて広い意味での不完全な履行である。

3. 債務者の責めに帰すべき事由によること（要件③）

債務者の故意又は過失のことである。

3 効果

①完全な履行の請求（追完請求）

完全な履行がなお可能な場合には、債権者は瑕疵のないものの給付を請求するとともに、追完するために履行期を徒過すれば履行遅滞による損害の賠償を請求できる。なぜなら、瑕疵あるものの給付は、債務の本旨に従った履行ではないから、債権は弁済によって消滅せず、従って、瑕疵のないものの給付の請求権を失わないからである。

②契約解除

③損害賠償請求

第3節 損害賠償

1 意義・趣旨

債務不履行の結果、債権者に損害が生じれば、損害賠償の請求ができる（民法415条）。しかし、債務不履行から生ずる一切の損害を賠償しなければならないとすると、賠償範囲が際限なく拡大するおそれもある。そこで民法416条は、賠償すべき損害を合理的な範囲に制限する旨を定めた。

2 賠償すべき損害の範囲

（設例）

Bは、あらかじめCに時価を超える有利な価格で転売するつもりで、Aから甲土地を買い受ける旨の契約を締結していたが、Aは甲土地をDに二重譲渡し、Dが所有権移転の登記を経由した。BがAに対して債務不履行による損害賠償請求をする場合、BがCから得られるはずであった転売利益をも損害額として含めることは可能か？ なお、Aは、Bが時価を超える有利な価格で転売することを予見することが可能であった。

1. 損害の内容

発生した損害が財産上のものであっても、精神上のものであっても賠償を請求できる。また、損害賠償は別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める（金銭賠償の原則、民法417条）。なお、積極的損害（既存財産の減少、ex. 代替物を購入した場合の購入代金）であると、消極的損害（得べかりし利益の喪失、ex. 転売利益）であるとを問わない。

2. 民法416条の構造

民法416条（損害賠償の範囲）

- 1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。
- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

判例は、損害賠償の範囲について、相当因果関係説を採る（大判大4.2.8）。相当因果関係説とは、民法416条は相当因果関係の範囲内での損害の賠償を定めているものとする説である。

民法416条1項は、この相当因果関係の原則を宣言し、民法416条2項は、その基礎となすべき特別の事情の範囲を示す。特別損害は、「当事者」（債務者）の予見可能性があれば相当因果関係存否の判断基礎となる。

(理由)

損害賠償が無限に拡大するのを防ぎ、公平の観点から合理的な範囲に制限すべきであるというのが損害賠償制度の趣旨である。

3 賠償法理に関する諸制度

1. 金銭債権の特則

(設例)

- (1) Aは、Bに対して、平成27年5月1日を返済期限として100万円を貸し付けたが、Bは期日になってもAに貸金の返済をしなかった。この場合、AがBに対して債務不履行による損害賠償を請求するためには、Aは損害を証明することを要するか？
- (2) 上記(1)の事例において、Bは、不可抗力によって返済できなかった場合に、損害賠償請求を拒むことができるか？

民法419条（金銭債務の特則）

- 1 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- 3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

※趣旨

現実社会で最も頻繁に発生する金銭債務について、画一的なルールを設けて、法律関係^{そうさい}を迅速に確定させる。

2. 過失相殺

(設例)

Aは約定の日に売買の目的物であるパソコンを引き渡そうとしたが、BがAに紛らわしい引渡し場所を指定していたので、Aは約定の日に当該パソコンを引き渡すことができなかった。その後、BからAに対して履行遅滞に基づく損害賠償請求訴訟が提起された場合、裁判所は、Bの過失を考慮しなければならないか？

民法418条（過失相殺）

債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

(1) 意義

過失相殺：債務不履行に関し、債権者にも過失があったときは、裁判所が、賠償の責任及び金額を定めるにつき、これを考慮すること（民法418条）

(2) 趣旨

自己の不注意に基づく損害を他人に転嫁することは公平の理念に反することから認められる。

(3) 要件

債務不履行に関し、債権者に過失があること。

(4) 効果

賠償額が減額され得るのみならず、賠償の責任の有無を定めることもできる。裁判所は債権者の過失を認定した以上必ず考慮(=必要的考慮)しなければならない。

3. 損益相殺

債務不履行は、債権者に損害を与えると同時に、利益を与え、又は出費を免れさせることがある。

ex. 請負人が勝手に建物の建築を中断した場合、注文者は請負人に対して債務不履行による損害賠償を請求できるとしても、建物の建築を中断したことにより、中断以後の労賃や材料費の出費を免れることがある。

このような場合には、その利益が債務不履行と相当因果関係に立つものである限り、これを損害額から控除すべきである（損益相殺）。

4. 損害賠償額の予定**(設例)**

Aが、Bに対して、甲建物を売却する契約を締結した際、AがBに対して甲建物を引き渡すことができないときは、3000万円を支払う旨を約定した。Aが甲建物を引き渡すことができず、Bから履行不能に基づく損害賠償請求訴訟が提起された場合において、AがBの損害が3000万円を下回ることを証明したとき、裁判所は、支払額を減額することができるか？

民法420条（賠償額の予定）

- 1 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。
- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。

(1) 意義

損害賠償額の予定：当事者間で債務不履行があった場合の損害賠償額をあらかじめ取り決めておくこと

(2) 趣旨

その目的は、損害の発生、及びその額を債権者が立証する面倒を避け、それに絡まる紛争を予防するところにある。

また、債務者の負担軽減として使われる場合もある。

(3) 要件

当事者間の契約による。

(4) 効果

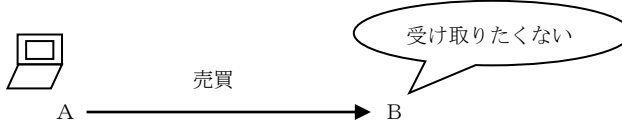
(a) 債権者は債務不履行の事実さえ証明すれば、損害の発生・損害額を証明することなく予定額の賠償請求ができる。

(b) 予定額と実損害が異なっても当事者は増減の請求はできない。また、裁判所も増減できない（民法420条1項）。ただし、過失相殺はできる（最判平6.4.21・通説）。

第4節 受領遅滞（債権者遅滞）

（設例）

BがAからパソコンを買ったが、Bが、約束の日にパソコンを受け取らなかった。この場合に、Bは、どのような責任を負うか？



民法413条（受領遅滞）

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

1 意義

債務者が債務の本旨に従った履行（弁済）の提供をしたにもかかわらず、債権者が必要な協力をしないため、履行が遅延している場合、債務者を保護するため、遅滞の責任を債権者に負わせることにした。債権者が受領するまで債務者は履行の提供をし続けなければならない、債務から解放されないというのでは、債務者に酷だからである。

2 受領遅滞の法的性質

上記設例において、Aが約束の日にパソコンを引き渡さなければAは履行遅滞となる。それは、Aが約束の日にパソコンを引き渡す義務を負っているからである。それに対して、Bが、約束の日にパソコンを受け取らなかった場合はどうか？ 民法は、この場合にもBが「遅滞の責任を負う」としている（民法 413条）。これを「受領遅滞」という。

ところで、この場合にBはパソコンを受け取る義務を負っているのか？

パソコンを受け取るのはあくまで権利であって義務ではないと考えるのであれば、Bは義務違反がないにもかかわらず遅滞の責任を負うということになる。従って、受領遅滞は債務不履行責任ではなく、法が特に定めた責任ということになる（法定責任説）。

逆に、Bもパソコンを受け取る義務を負っていると解するのであれば、Bはその義務に違反したために遅滞の責任を負うということになる。従って、受領遅滞は債務不履行責任ということになる（債務不履行責任説）。

そして、どちらの考え方を採るかによって、受領遅滞は債権者の過失を要件と

するか、その効果として損害賠償請求権や解除権が発生するか等の点で結論が異なってくる。

法定責任説（最判昭 40. 12. 3・通説）※	債務不履行責任説（契約責任説）
受領遅滞責任は、債務不履行責任ではなく、公平の観念から信義則上認められた法定責任である。	債権者は弁済を受領すべき法律上の義務を負い、受領遅滞は、債権者の債務不履行責任である。
（理由） 債権は権利であって義務でなく、債権者は特約ない限り自己の権利を行使するかしないかの自由がある。	（理由） 契約当事者は、信義則上給付の実現に協力すべき義務を負う。
（要件） ①債務者の弁済の提供があること ②債権者の受領拒絶又は受領不能があること ※債権者の帰責性は不要である（無過失責任）。	（要件） ①債務者の弁済の提供があること ②債権者の受領拒絶又は受領不能があること ③上記②が債権者の責めに帰すべき事由に基づくこと（過失責任）
（効果） 弁済提供の効果とほとんど同様である。債務者は、遅滞の責任は負わないが、解除や損害賠償請求はできない。	（効果） 弁済の提供の効果に加え、債務不履行の効果として債務者からの契約の解除・損害賠償請求も認められる。

※法定責任説は債務者に酷？

法定責任説は受領義務を認めないことから、売主（債務者）は解除等を行うことができず契約をした目的を達することができないのに契約に拘束させられ酷ではないかという問題がある。しかし、この立場においても、以下のような理由で債務者に別段の不利益を生じさせないことも可能である。

すなわち、一般に、双務契約関係においては、受領遅滞にある債権者は、多くの場合、同時に自己の負う反対債務（代金支払）に関して履行遅滞に陥っており、その効果として、相手方（債務者）は、契約解除及び損害賠償による保護を受けることができる。前記の設例でいうと、Bは売買代金を支払っていない蓋然性が高いであろうから、Aは、Bの代金支払義務の債務不履行に基づいて、契約解除及び損害賠償を行うことができる蓋然性が高い。つまり、法定責任説を採っても、売主（債務者）を酷な立場に置くわけではないのである。

第5節 責任財産の保全

【債権者代位権と詐害行為取消権に共通する視点】

(趣旨)

債務者の責任財産（強制執行の対象となる財産）の保全

しかし

この2つの制度では、債権者平等の原則を守りきれいていません。



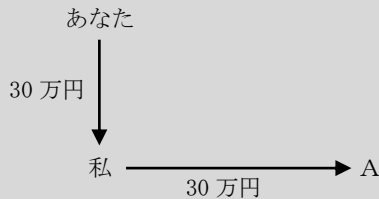
I 債権者代位権

「債権者代位権」の話からです。



学生 「どんな話なんですか？」

たとえば、あなたが私に30万円を貸していて、私はAさんに30万円を貸していたとします。私には、Aさんに対する30万円の貸金債権以外に他に目ぼしい財産がありません。私は、Aさんから30万円を回収しても、どうせあなたにその30万円を回収されるとわかっているため、Aさんに「30万円を返せ!」と言いませんでした。どう思いますか？



学生 「そんなの困ります！Aさんから回収してくれれば私の分が回収できるのに。」

ですね。そこで、あなたが、私に代わってAさんから30万円を回収できるという制度を設けました。それが、「債権者代位権」です。この「債権者代位権」は、債権者を消極的に害しているにすぎないという点が特徴です。つまり、債務者は何もせずに、債権を放置しているにすぎないということです。そして、債権者代位権の行使とは、本来あるべき姿（債務の履行）を実現するものであるという点も、重要になってきます。

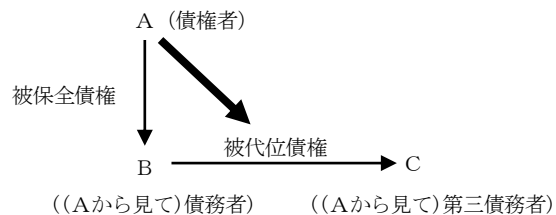


民法423条（債権者代位権）

- 1 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。
- 2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

1 意義

債権者が自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を代位行使する制度

【債権者代位権の当事者】

BにCに対する債権以外に目ぼしい財産がない場合、その債権が時効消滅したりしたらAはBから弁済を受けることができなくなるおそれがある。そこで、AはBのCに対する債権をBに代わって行使し、Bの責任財産を保全することができる。

2 債権者代位権の対象**1. 対象となり得る権利**

責任財産を構成する権利のすべてである。財産権であれば、債権・物権的請求権等の請求権であるとを問わず、債権者代位の対象となる。例えば、以下のような権利が対象となる。

- ・ 取消権，解除権，買戻権等の形成権
- ・ 消滅時効の援用（最判昭 43. 9. 26）

2. 対象となり得ない権利

債権者代位権は責任財産保全のための制度であるから、責任財産を構成しない権利は代位行使できない。

(1) 一身専属権

一身専属権は、権利を行使するかどうか権利者の個人的意思に委ねられなければならないため、債権者が代位して行使することができない（民法 423 条 1 項ただし書）。

ex. 扶養請求権（民法 877 条以下），慰謝料請求権，財産分与請求権（民法 768 条）

しかし、一定額を支払うことを内容とする合意又はかかる支払を命ずる債務名義が成立した等その具体的な金額が当事者間において客観的に確定したときは、代位行使が可能となる（最判昭 58. 10. 6）。

cf. なお、財産分与請求権（民法 768 条）を被保全債権とする債権者代位権の行使についても、協議や審判等によって具体的な内容が確定されるまではその範囲や内容が不確定・不明確な権利であるため、そのような請求権を保全するために債権者代位権を行使することはできないとされている（最判昭 55. 7. 11）。

判例（最判平 13. 11. 22㊟）

遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三者に譲渡する等、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができないと解するのが相当である。

(2) 債権譲渡の通知

譲受人が譲渡人に代位して、債権譲渡の通知をすることができるか。

→できない（大判昭 5. 10. 10）。

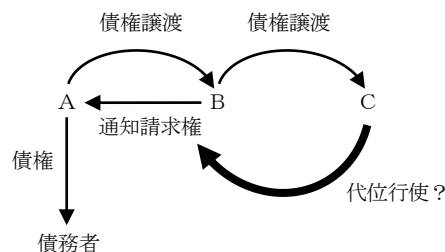
（理由）

①権利を失う譲渡人からの通知だから信憑性があるのであって、譲受人が通知しても信用できない。

②譲渡人が債務者に譲渡の通知をしないときは、譲受人は譲渡人に対して譲渡の通知をするように請求することができる。

※譲受人が譲渡人の代理人として通知をすることは、許される。

※債権がAからB、BからCと順次に譲渡された場合には、CはBのAに対する、債務者に通知すべき旨の請求権を代位行使することができるか。



→できる。

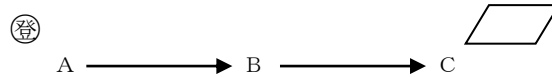
3 要件

- ①債権を保全するために必要であること
- ②債務者が権利行使しないこと
- ③債権が履行期にあること

1. 債権を保全するために必要であること（要件①）

（設例）

A→B→Cと順次土地が売買されたが、登記名義はAのままである。CはBに対する登記請求権を被保全債権として、BのAに対する登記請求権を代位行使することができるか？



（1）原則

民法 423 条の本来の目的は、債務者の責任財産の減少を防止し、総債権者の共同担保を保全することにある。従って、債務者に対する不当な干渉を避けるため、原則として以下の要件を満たしていなければならない（最判昭 49. 11. 29）。

- ①被保全債権は金銭債権であること
- ②債務者が無資力であること

（2）例外

判例は、特定の債権の保全のための代位を認め、権利の内容が資力の有無と関係のない債権の保全のための代位の場合は、資力の有無に関係なく代位権の行使を認める。

2. 債務者が権利行使しないこと（要件②）

債務者が権利行使したときは、たとえその行使が債権者に不利益であっても（不利益な代物弁済の承認等）、債権者はもはやその権利を代位行使できない（最判昭 28. 12. 14）。被代位債権は、本来は債務者の債権であり、不当な干渉となるからである。

3. 債権が履行期にあること（要件③）

（1）原則

債権者代位権は本来、強制執行の準備手続を目的とするものであるから、強制執行が可能な状態にあること、すなわち被保全債権が弁済期にあることが必要である。

（2）例外

（a）裁判上の代位：裁判所の許可を得て代位すること

弁済期前の代位権行使を認めなければ債権を保全できなくなる場合があるものの、その判断を債権者に委ねると債務者への不当な干渉となるおそれがあるため、裁判上の代位に限って弁済期前の行使を認めた（民法 423 条 2 項本文）。

(b) 保存行為

債務者の財産の現状を維持する行為

ex. 時効中断

保存行為は急速を要することが多く、また、これにつき弁済期前の代位行使を認めても債務者の不利益は少ないため例外とした（民法 423 条 2 項ただし書）。

4 債権者代位権の行使

1. 行使の方法

債権者は、自己の名で債務者の権利を行使する。

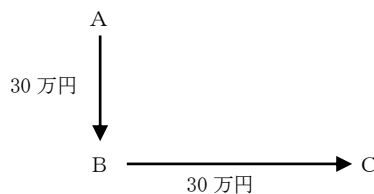
(1) 相手方（第三債務者）の地位

債権者代位権は、債権者が債務者の権利を行使するものである。そのため、相手方は、債務者に対して有するすべての抗弁(ex. 同時履行の抗弁権)を対抗できる。

(2) 債務者への引渡し

(設例)

(1) AがBに貸金債権 30 万円を有し、BがCに貸金債権 30 万円を有している。両債権の弁済期が到来しており、Bが無資力であるにもかかわらず、Cに対する債権を行使しない場合、AはBに代位して、Cに対し、直接自己に 30 万円を支払えということができるか？



(2) 上記(1)の事例において、BがCに対して有している債権がパソコンの引渡請求権である場合、AはBに代位して、Cに対し、直接自己へのパソコンの引渡しを請求できるか？



権利行使の効果は債務者に帰属するため、債務者に履行せよと請求するのが原則である。ただし、判例は、第三債務者の代位債権者への給付も有効であるとしている。債務者が受領しないと債権者代位権の行使が無意味なものになるからである（大判昭 10. 3. 12）。

また、物の引渡請求の場合、直接自己への引渡しを請求できる（建物の不法占拠者に対する明渡しにつき最判昭 29. 9. 24, 抵当建物の不法占拠者に対する明渡しにつき最大判平 11. 11. 24, 最判平 17. 3. 10）。

(3) 登記移転請求を代位行使する場合

債務者名義に移転すべきことを請求することができるにとどまる。

【(2) と (3) の結論が異なる理由】

債務者の受領拒否の可能性があるかどうかで結論が異なっている。

(2) の引渡し → 債務者が受け取ろうとしないという受領拒否の可能性がある

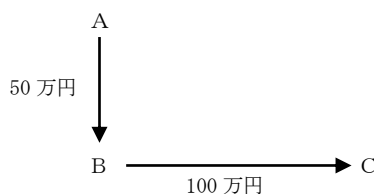
(3) の登記 → 債権者が債務者に代位して登記申請をするため、受領拒否の可能性がない



2. 行使の範囲

(設例)

B に対して 50 万円の金銭債権を有する A が、B の C に対する 100 万円の金銭債権を代位行使する場合、A は 100 万円の支払を請求できるか？



債権保全に必要な範囲に限られる。すなわち、自己の債権額の範囲に限られる（最判昭 44. 6. 24）。

ただし、対象となる権利が不可分の場合（ex. パソコン 1 台の引渡し）は全部について行使できる。全部について行使せざるを得ないからである。

3. 行使の効果

①代位権行使の効果は債務者に帰属し、総債権者の共同担保となる（=代位行使した債権者だけが他の債権者より得をするというわけではない）。代位債権者が直接引渡しを受けた場合でも同様である。

しかし、金銭債権の場合、債権者は受領した金銭の返還債務と自己の債権とを相殺することで事実上優先弁済を受けることができることになる。これは、制度の不備といわれている。

②代位権行使による訴訟の判決の効力は、債務者にも及ぶ（民訴法 115 条 1 項 2 号）。

5 債権者代位権の転用

債権者代位権は、本来、責任財産保全のための制度であるから、被保全債権は金銭債権に限られるのが原則である。しかし、特定債権保全のために代位権行使を転用することも認められている。

1. 債務者の無資力要件

債権者代位権の転用が認められる場合、債務者の無資力要件は不要である。

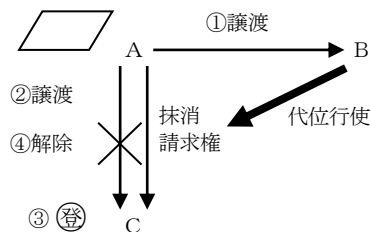
2. 転用の例

(1) 登記請求権の保全

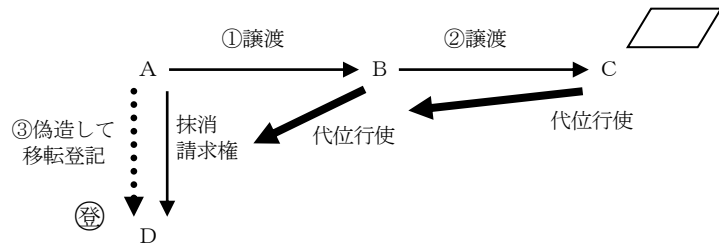
①A→B→Cと不動産が譲渡されたが、登記がAのもとにある場合、中間省略登記は原則としてできない以上、CがAに対して、直接自己名義への登記手続を請求することは認められない（最判昭 40.9.21）。

もともと、CはBに対する登記請求権を被保全債権として、BのAに対する登記請求権を代位行使できる（大判明 43.7.6）。

②A→B、A→Cへと不動産が二重譲渡されCが登記を得たが、AC間の譲渡が売買契約によるものであり、その契約が解除されたときは、Bは、AがCに対して有する所有権移転の登記の抹消請求権を代位行使することができる。



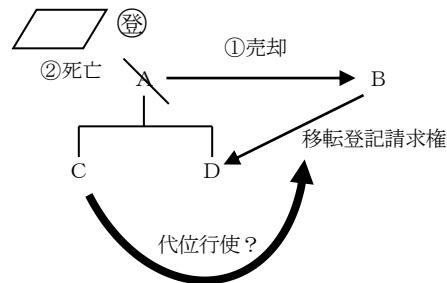
- ③ A→B→Cと不動産が譲渡されたが、登記がAの下にある場合において、Dが契約書等を偽造して、その不動産につきAからDへの所有権移転の登記を経由してしまったときには、債権者代位権の代位行使も認められているため（最判昭 39.4.17），Cは、Bの債権者として、BがAに代位してDに対し行使し得る所有権移転の登記の抹消請求権を代位行使することができる。



(2) 共同相続人間の移転登記請求権の代位行使

(設例)

AはBに土地を売却したが、所有権移転の登記をしないうちに死亡した。Aの相続人C・DのうちDが登記手続に協力しないため、買主Bも同時履行の抗弁権を主張し、代金の支払に応じない場合、Cは、代金請求権を被保全債権として、BのDに対する移転登記請求権を代位行使することができるか？



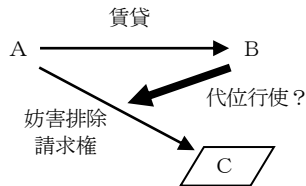
上記設例のように、不動産の売主を相続したC・Dのうち、Dが移転登記に協力しない場合、Cは、買主Bの有する同時履行の抗弁権を喪失させ、代金請求権を保全するため、BのDに対する登記請求権を代位行使できる（最判昭 50.3.6㊟）。

この場合、被保全債権は金銭債権であるが、強制執行の準備のために行使するものではないので、転用の事例とされる（無資力要件が不要）。

(3) 賃借権の保全

(設例)

Bは、Aから土地を賃借しているが、Cがその土地を不法に占有している。
賃借人Bは、賃貸人Aがなにもしてくれない場合、AのCに対する妨害排除請求権を代位行使して、Cの占有を排除できないか？



上記設例のように、BがAから土地を賃借したが、その土地上に不法占拠者Cがいる場合、BはAに対する賃借権を被保全債権として、AのCに対する妨害排除請求権を代位行使できる（大判昭4.12.16）。

この場合、土地の賃借人が、直接自己に対してその明渡しをなすべきことを請求することができると解されている（最判昭29.9.24）。

※転借人

上記設例において、BからDが土地を転借している場合、転借人Dは、Bが有する債権者代位権をさらに代位行使することができる。

Ⅱ 詐害行為取消権（債権者取消権）

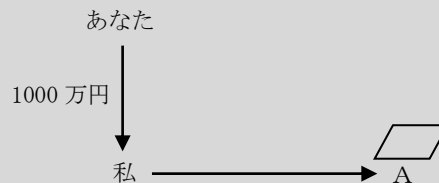


次は、「債権者代位権」と同じく、債務者の責任財産の保全を制度趣旨とする「詐害行為取消権」の話です。

学生 「『債権者代位権』と、どう違うんですか？」



「詐害行為」は、積極的に債権者を害する行為です。たとえば、あなたが私に1000万円を貸していたとします。その場合に、私は、唯一の目ぼしい財産である土地をAさんに贈与しました。どう思いますか？



学生 「『ふざけるな！』って思います。1000万円を弁済してもらえなかった場合には、その土地を競売しようと思っていたのに。なるほど、こういう場合に、無条件で土地の贈与を取り消すことができるんですね。」



無条件というわけではありません。詐害行為取消権は、現在の状況をひっくり返す（取り消す）という大きな影響を伴うものですから、その行使には、厳しい要件が要求されています。

民法424条（詐害行為取消権）

- 1 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。